

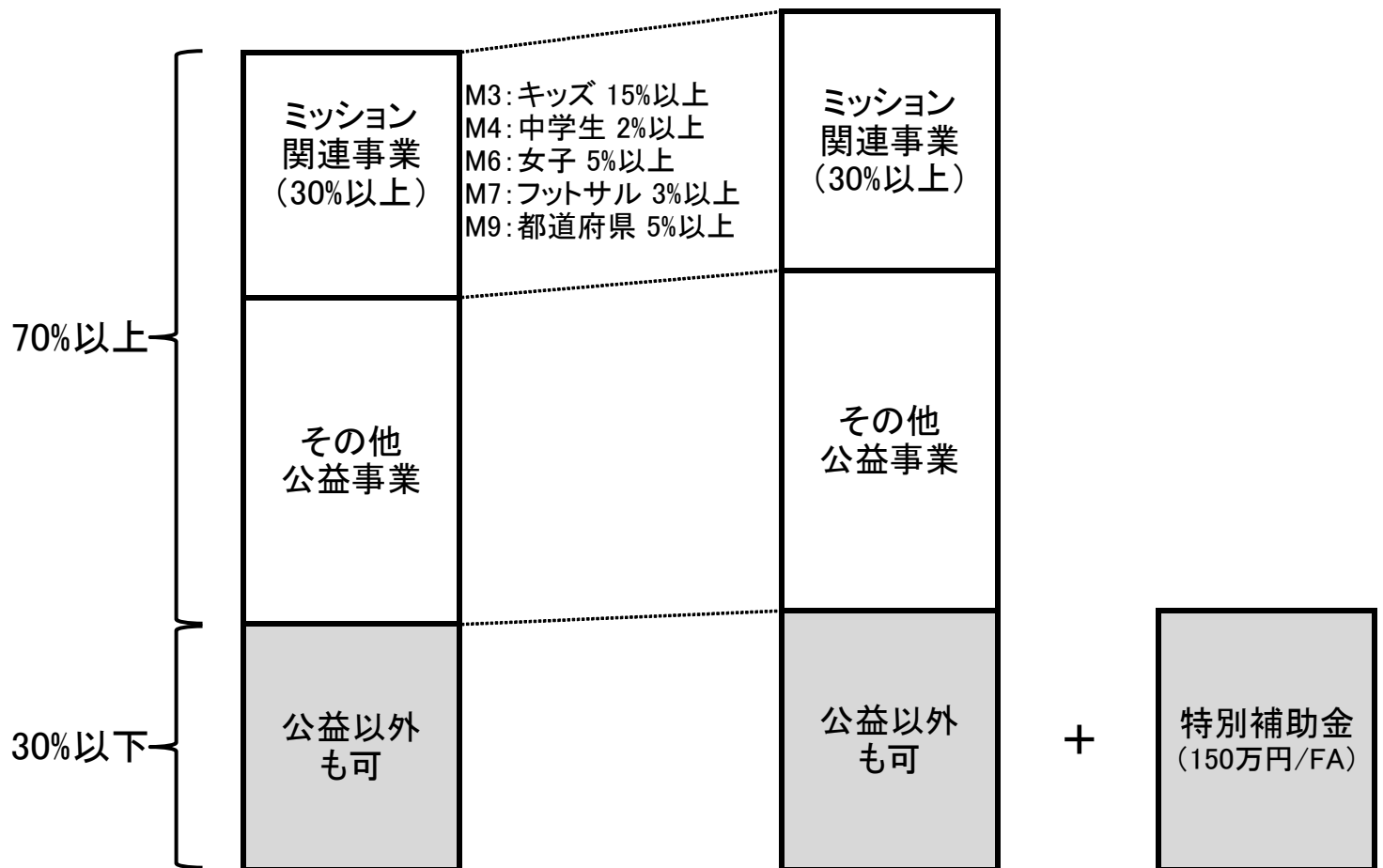
概要

2011～2013

財源：登録料収入の45%
(交付金 I 15%+交付金 II 30%)

2014～2015

財源：登録料収入の50%
(交付金 I 16.7%+交付金 II 33.3%)



●概要

- 登録料収入の50%相当額を支援金総額とする。
 交付金 I …… 各FAの登録料の16.7%相当額とする。
 交付金 II …… 登録料収入の33.3%相当額を登録者数/人口の比率に応じて配分する。
- 公益事業への配分比率を70%以上とする。
 30%以下であれば公益以外の事業に使用することができる。
 ミッション関連事業へは30%以上割り当てることとするが、各ミッションへの配分は各FAの裁量とする。

●目的・狙い

- 各ミッション関連事業への配分制限を撤廃することで、各FAがそれぞれの地域性や特性、方針等を反映しやすい環境とする
- 支援金、補助金などの精算方法がより厳格化され、作業負荷が大幅に増えた。
 各FAの事務処理能力の強化が急務となっている。
 新たに「人材」に割ける財源を確保し、組織体制の強化を図る。